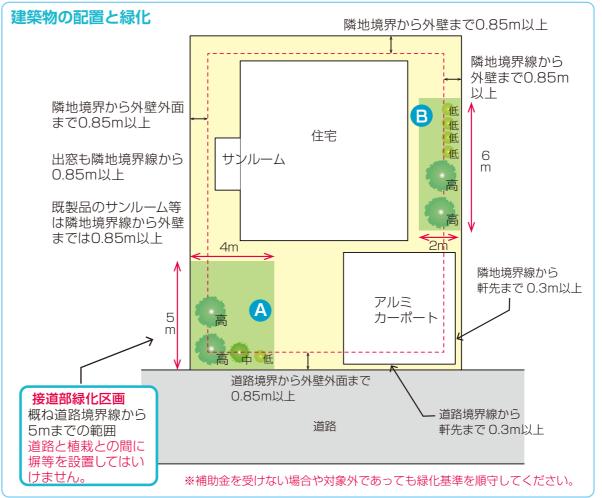
クローバータウンみずかぜ建築協定の概要(住宅ゾーン)

協定書より抜粋 ·敷地面積の最低限度 200㎡以上(面積変更·再分割は原則として不可) 敷地の制限 ・建築物は1区画につき1棟です。(附属建物は除く。) ・専用住宅及び併用住宅(住宅部分の延床面積は全体の1/2以上。) 建物の用途 ・非住宅部分は午後10時~午前4時までは営業等の利用はできません。 ·最高の高さは10m以内(軒高7m以内)です。 建物の高さ ・階数は2階建までです。 ・基礎の高さは0.7m以内、屋上庭園等不可です。 ·建築物の外壁面から道路及び隣地境界までの距離は0.85m以上とします。 建物の配置 ·カーポートは軒先から道路及び隣地境界線までの距離は0.3m以上とします。 ·緑化面積は敷地面積の10%以上を確保しなければなりません。 ·敷地面積の5%以上の緑化面積については、道路境界線から概ね5mの範囲内 緑化基準 において確保しなければなりません。(接道部緑化区画) ※緑化面積の算定基準は、公共交通沿線住宅取得支援事業補助金と同じです。 ・道路境界線に隣接して設置する柵及び塀は原則として生垣とします。その他 の構造物にするときは周囲の景観を損なわないものとし、透視可能のものとし 柵及び塀 ます。ブロック塀は設置できません。 (接道部に柵を設置した場合は接道部の接道部緑化区画になりません。) ・村川管理用通路(東側農道)、団地内通路等からは、敷地への主たる出入口及び 乗入れ 車両の出入口を設置してはいけません。





法42条に規定している道路のみ対象とします。

富山市水落地区 地区計画

クローバータウンみずかぜは地区計画を定めました。内容は、建築協定と重複していますが、 富山市のチェックが入ることにより確実に街づくりのルールが厳守されることになります。 建築物の着工の 30 日前までに富山市都市計画課に届出書の提出が必要となります。

富山市公共交通沿線住宅取得促進事業補助金

クローバータウンみずかぜでは以下の条件を満たすと富山市から補助金を受けられます。

住宅の規模は住戸専用面積100㎡以上 住宅ローンの利用 都心地区(市内中心部)以外からの転居



補助金 30 万円(限度額) 住宅ローンの借入額の 3% その他条件により補助金の上乗せ有ります。

